

補助対象者

※全てに該当することが必要です。

- 補助対象システムの所有者
- 実績報告の日に安城市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- 市税を滞納していない者
- 暴力団員でない者
- 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者

補助対象事業

※いずれかに該当することが必要です。

- 補助対象システムを自らが使用する目的で購入し、かつ、自らが居住する住宅に設置する
- 補助対象システムを自らが使用する目的で購入し、かつ、自らが居住する目的で購入した市内の住宅に設置する
- 補助対象システムを自らが使用する目的で購入し、かつ、自らが居住する目的で賃借する市内の住宅に設置する

※補助対象システムを設置することについて、住宅の所有者の承諾が必要です。

- 補助対象システムが設置された市内の建売住宅を自らが居住する目的で購入し、住宅の引渡しを受ける

補助金額

※愛知県からの補助金額が含まれています。

• 一体的導入（太陽光＋蓄電池＋HEMS）	<u>210,000円</u>
• 一体的導入（太陽光＋充電電＋HEMS）	<u>110,000円</u>
• 家庭用燃料電池システム	<u>50,000円</u>
• 家庭用燃料電池システム （くらしカーボンニュートラルクラブ入会）	<u>55,000円</u>
• 家庭用リチウムイオン蓄電池システム	<u>150,000円</u>
• 住宅用次世代自動車充電電システム	<u>50,000円</u>
• HEMS	<u>10,000円</u>



※本市の他の補助金等の助成の対象となっている経費は、補助対象経費としません。

※補助対象経費が補助金額未満の場合は補助対象となりません。

※くらしカーボンニュートラルクラブは、都市ガスに接続している方が対象となります。

注意事項

- 訂正や不備書類の提出なども含め、提出期限までに申請を完了してください。
- 同一年度において1世帯につき1回限りの申請とします。2世帯住宅等、同一の住所で別世帯として申請する場合、世帯が分かれていることの証明が必要になります。
- 店舗等との併用住宅も対象ですが、自らの居住部分でのみ使用されるものが補助対象となります。
- 事業者と工事請負契約を締結せず、個人で補助対象システムを購入し設置する場合は、事前に環境都市推進課へお問い合わせください。
- 補助金の交付後でも、不備等により交付決定を取り消した場合、補助金の返還をしていただきます。

よくある質問

Q. 予算残額は市公式ウェブサイトに掲載されていますか。

A. 市公式ウェブサイトではお知らせしていません。

開庁時間内に環境都市推進課（0566-71-2280）へお問い合わせください。

なお、予算がなくなり、申請期間よりも早く受付を終了した場合は、市公式ウェブサイトでお知らせします。

Q. 申請書類を窓口に出す前に確認してほしい場合はどうしたらよいですか。

A. 事前確認を希望される場合は、環境都市推進課へお問い合わせいただき、申請書類一式をあいち電子申請にて提出してください。

確認後、あいち電子申請からメールにてご連絡しますので、補正依頼がある場合はご対応いただき、修正後の申請書類一式を窓口にてご提出ください。

窓口提出を取り止め、補正した書類のみをあいち電子申請から再提出いただくことも可能です。

Q. 申請システムを変更したい場合はどうしたらよいですか。

A. 計画変更の申請を行う前に、速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

補助金額を増額する変更は補助対象事業に着手する前に、補助金額を減額する変更は補助対象事業が完了する前までに計画変更の申請が必要です。

提出期限までに計画変更の申請が行われなかった場合は、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。